

財 関 第 7 5 9 号
平成 25 年 6 月 28 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長事務代理 佐藤 慎一

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 26 年 3 月 10 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。

(I 税関様式の一部改正)

1. 税関様式 C 第 2030 号の次に別紙 2 - 1 及び別紙 2 - 2 を加える。
2. 税関様式 C 第 2080 号の次に別紙 2 - 3 及び別紙 2 - 4 を加える。
3. 税関様式 C 第 10000 号の次に別紙 2 - 5 を加える。

(II 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙 2 - 6 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 3 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）の一部を改正する。

別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。